

四半期報告書

(第99期第2四半期)

自 平成27年7月1日

至 平成27年9月30日

サンコール株式会社

E 0 1 4 0 2

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 2
- 2 事業の内容 2

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 3
- 2 経営上の重要な契約等 3
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 3

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 9
- (2) 新株予約権等の状況 10
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 12
- (4) ライツプランの内容 12
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 12
- (6) 大株主の状況 12
- (7) 議決権の状況 13

2 役員の状況 13

第4 経理の状況 14

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 15
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 17
 - 四半期連結損益計算書 17
 - 四半期連結包括利益計算書 18
- (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 19

2 その他 23

第二部 提出会社の保証会社等の情報 24

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年11月12日
【四半期会計期間】	第99期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）
【会社名】	サンコール株式会社
【英訳名】	SUNCALL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山主 千尋
【本店の所在の場所】	京都市右京区梅津西浦町14番地
【電話番号】	075-881-8111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 業務・管理部門長 杉村 和俊
【最寄りの連絡場所】	京都市右京区梅津西浦町14番地
【電話番号】	075-881-8111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 業務・管理部門長 杉村 和俊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第98期 第2四半期 連結累計期間	第99期 第2四半期 連結累計期間	第98期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高 (百万円)	17,429	18,385	35,816
経常利益 (百万円)	1,477	1,298	3,352
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	997	805	2,143
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	796	464	4,127
純資産額 (百万円)	30,825	34,075	33,901
総資産額 (百万円)	40,471	43,912	44,903
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	31.44	25.39	67.58
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	31.11	25.10	66.87
自己資本比率 (%)	75.8	77.3	75.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,086	1,531	3,378
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,306	△2,580	△4,855
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△383	83	△123
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高 (百万円)	9,667	8,257	9,255

回次	第98期 第2四半期 連結会計期間	第99期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	17.08	7.66

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、主に輸出関連企業の業績や雇用環境に改善が見られ、緩やかな回復が続きました。世界経済は、米国では雇用市場の改善が続かなか個人消費は堅調に推移し、欧州では輸出が経済成長を下支えしました。タイでは緩やかな成長を維持しましたが、中国では過剰生産調整等により景気が減速したことから、その他のアジア地域では対中輸出が伸び悩み総じて経済成長は鈍化しました。

当社グループの主な事業領域である自動車業界は、国内市場は昨今の増税の影響等により販売台数が低迷し、中国では減速感があったものの底堅く推移し、米国市場では好調な販売が持続しました。

このような環境の下、当社グループの売上高はHDD用サスペンションでは第2四半期以降にHDD市場の需要低迷等により減少しましたが、米国と中国での自動車関連製品及びベトナムでのプリンター関連製品の販売が好調に推移し、183億85百万円（前年同期比5.5%増）となりました。

利益面では新会社量産準備費用及び不採算製品の受注増とその原価改善遅れ等によるマイナス要因が増収効果を上回り、営業利益は11億94百万円（同2.2%減）、経常利益は前年度に円安基調により発生した為替差益がなくなり12億98百万円（同12.1%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は関係会社投資損失等により8億5百万円（同19.2%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

<日本>

自動車関連の売上は国内市場の販売台数が低迷した影響を受けましたが、輸出面では販売が堅調に推移し円安効果もあった結果、前年同水準となりました。HDD用サスペンションでは、第2四半期に入りHDD市場の需要低迷の影響等により販売は減少しました。

結果として、日本セグメントの売上高は127億73百万円（前年同期比2.9%減）、セグメント利益は不採算品の受注増とその原価改善遅れ等により11億16百万円（同10.2%減）となりました。

<北米>

北米子会社では光通信部品の販売は低迷しましたが、自動車関連製品のエンジン用やミッション用部品の旺盛な需要が続いたことにより北米セグメントの売上高は23億81百万円（前年同期比36.1%増）となりました。利益面では、光通信部品の販売不振、自動車関連製品の増産対応やメキシコ子会社での量産稼働準備等の費用が膨らみ72百万円のセグメント損失（前年同期は1百万円のセグメント損失）となりました。

<アジア>

香港子会社のプリンター及びデジトロ関連製品の販売は顧客の在庫調整等の影響を受けて低迷しましたが、ベトナム子会社では主力製品のプリンターローラーが伸長しました。タイ子会社ではタイ国内の自動車生産・販売台数が低迷し続けたため受注減となりましたが、プリンターローラーの販売が伸びたことにより増収となりました。また、中国子会社ではエンジン用やミッション用部品ともに好調を維持し大幅な増収増益となりました。

結果として、アジアセグメントの売上高は46億93百万円（前年度同期比24.3%増）となり、セグメント利益は増収や原価改善の効果により4億86百万円（同61.0%増）となりました。

製品区分別の売上業績を示すと、次のとおりであります。

[精密機能材料]

精密機能材料は、輸出取引では主として弁ばね材料の販売が堅調に推移したことによって国内販売の落込みを補い、売上高は円安効果もあり22億円（前年同期比4.9%増）となりました。

[精密機能部品]

精密機能部品は、国内では自動車販売台数低迷の影響を受けましたが、海外では北米及び中国子会社はエンジン用やミッション用部品の販売が伸長しました。結果として、売上高は110億17百万円（前年同期比9.9%増）となりました。

[サスペンション]

HDD用サスペンションは、第2四半期に入りHDD市場の需要が減少した影響や新規生産ラインの立上げが遅れたこと等により、売上高は19億79百万円（前年同期比10.2%減）となりました。

[プリンター関連]

プリンター関連製品は、香港子会社での販売は伸び悩みましたが、ベトナム及びタイ子会社のローラー販売が好調に推移し、売上高は22億28百万円（前年同期比22.2%増）となりました。

[デジトロ精密部品]

デジトロ精密部品は、香港子会社ではOA機器用部品において顧客の在庫調整の影響を受け、また北米子会社では光通信部品の販売不振の状況が続いた結果、売上高は8億99百万円（前年同期比10.6%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

[資産]

総資産は、439億12百万円（前連結会計年度末比9億91百万円減）となりました。これは主に、機械装置及び運搬具等の有形固定資産が7億47百万円、仕掛品が6億17百万円増加した一方、受取手形及び売掛金が5億68百万円、投資有価証券が株価の下落等により6億2百万円、現金及び預金が設備投資等により9億98百万円減少したこと等によります。

[負債]

負債は、98億36百万円（前連結会計年度末比11億66百万円減）となりました。これは主に、未払法人税等が1億81百万円、流動負債の「その他」に含まれる未払金が7億81百万円減少したこと等によります。

[純資産]

純資産は、340億75百万円（前連結会計年度末比1億74百万円増）となりました。これは主に、利益剰余金が配当により3億17百万円減少しましたが親会社株主に帰属する四半期純利益により8億5百万円増加したほか、その他有価証券評価差額金が4億9百万円減少、為替換算調整勘定が69百万円増加したこと等によります。

(3) キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ9億98百万円減少し、当第2四半期連結会計期間末には82億57百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動によるキャッシュ・フローは、15億31百万円の収入（前年同期比4億44百万円の収入増）となりました。主な増加要因としては、税金等調整前四半期純利益（12億14百万円）、減価償却費（10億35百万円）、売上債権の減少（6億17百万円）等があり、主な減少要因としては、たな卸資産の増加（6億75百万円）、法人税等の支払（5億76百万円）があったこと等によります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動によるキャッシュ・フローは、25億80百万円の支出（前年同期比12億74百万円の支出増）となりました。これは主に固定資産の取得による支出が25億84百万円あったこと等によります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動によるキャッシュ・フローは、83百万円の収入（前年同期は3億83百万円の支出）となりました。これは、主に配当金の支払（3億16百万円）による支出に対し、セール・アンド・リースバックによる収入（3億93百万円）があったこと等によります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象会社の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しております。こうした大規模買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、昭和18年の創業以来、当社が築き上げてきたさまざまな専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉及び当社を支えていただいているステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

② 基本方針の実現に資する取組み

(イ) 当社の企業価値の源泉

当社は、昭和18年、航空機用エンジンの弁ばね用高級鋼材料を製造する目的で創業しました。創業以来、技術集約型精密製品の創造をビジネステーマとして、Fine Precision Products（超精密製品）の機能創造を通じて、顧客の問題解決を図り社会に貢献することを基本理念に、今日まで歩んできました。

創業時から培われた精密金属塑性加工技術は、異形ダイス開発、超精密金型技術と融合して省資源化に役立つ高精度異形線開発に発展し、“ばね”を中心とした弾性利用部品の設計技術を通じて、自動車用部品の分野で世界でもユニークな材料から加工品までの一貫メーカーの地位を不動なものとしています。

一方、早くから電子情報通信分野の飛躍的發展にも注力し、高精度金属塑性加工にエンジニアリングプラスチック、ファインセラミックス加工技術を取り入れ、クリーン技術、界面技術、精密組立技術と融合させて、高度情報化社会を支える大容量記憶装置（ハードディスクドライブ）、プリンター（複写機、レーザープリンター、インクジェットプリンター）、光通信装置のキーパーツを供給しています。

こうした精密製品の生産技術力、開発力が当社の企業価値の源泉であると考えております。

(ロ) 中長期的な企業価値向上に向けた取組み

当社グループは、中期経営計画において、コア技術である精密金属塑性加工をベースに、自動車やデジタル製品、光通信のグローバル市場でのシェア拡大を進め、平成30年度に連結売上高500億円を目指しています。

世界経済が大きく変動する中、顧客の海外生産移管が急速に進み、新興国のメーカーとの激しい競争に直面するなど、当社グループを取り巻く環境は厳しくなっています。当社グループでは、次の項目を対処すべき主な課題として取り組んでいます。

(i) 売上高の拡大

自動車部品分野では、既存製品の販売拡大を図るとともに、HV・EV車向け製品への参入を進めます。情報技術分野ではハードディスクドライブ向けマイクロアクチュエーター付きサスペンションや顧客仕様に改良した光通信用コネクタ/アダプターなど開発製品の市場展開を進めます。プリンター用ローラーについては、新用途への活用提案により販売拡大に努めます。

(ii) グローバル生産体制の強化

自動車関連はアジアや北米向けの需要が今後ますます伸びることが見込まれます。また、為替リスクなど外部環境の変化に対応すると同時に、新興国メーカーとの競争で優位性を維持しなければなりません。継続した投資を行い日本、アジア、北米の3極生産体制を強化していきます。また弁ばね用線は合弁事業による中国での生産を開始し、拡大する需要に対応していきます。なお、北米事業体制強化のため平成25年9月に設立したメキシコ現地法人は、現在、弁ばね用線の製造に向けた工場建設および製造ライン設置を進めております。

(iii) 新製品開発体制の強化

次世代自動車HV・EV・FCVに搭載されるコア技術を応用した製品、バイオマスを利用した環境製品および医療・福祉製品となる装着型運動支援システムの開発に注力します。

(iv) グローバル競争に勝ち抜く原価低減

生産工程を省略しコンパクトな生産ラインにつながる素材開発、生産性を高めたラインへの改造や現場における地道な改善活動など当社グループ一丸となった原価改善活動を通じ、原価低減を進めていきます。

(v) 内部統制システムの精度アップと業務の効率化

「内部統制システムの充実」は、業務の効率化、適正化等を通じてさまざまな利益をもたらすと同時に、証券市場に対する内外の信頼を高め、当社を取り巻く全てのステークホルダーに多大な利益をもたらすものと認識しております。業務ルールの標準化・文書化による責任・権限の明確化・業務の可視化、IT活用による不正・誤謬の発生しないシステムのさらなるレベルアップに取り組んでおります。

(vi) コンプライアンスの推進

当社の一員として、社会人として良識と責任のある行動をとるよう日頃から「コンプライアンス委員会」を軸に推進しております。社員1人ひとりが特に留意すべき事項を「行動規範」として定めており、社員が常に日頃の業務遂行の指針とするよう各職場で繰り返し読み合わせするなどして徹底しております。また、年に一度「コンプライアンス強化週間」を設け、トップメッセージの発信や、コンプライアンスアンケートを実施し、全員参加でコンプライアンスを推進する機会としております。

こうした精密製品の製造・販売、内部統制・コンプライアンスの充実を通じて、株主・投資家をはじめすべてのステークホルダーの皆様方の期待に応えるべく、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指した活動を継続してまいります。

(ハ) コーポレートガバナンス

当社は、上記諸施策の実行に向けた体制を整備し、持続的な企業価値向上を追求することが重要と考え、コーポレートガバナンスの強化を図っております。取締役の任期を1年とし、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる体制としております。代表取締役等と直接の利害関係のない独立した立場から、客観的な視点で取締役会を監督するため、社外取締役、社外監査役を選任しております。また、執行役員制度を導入し、経営方針及び重要な業務執行の決定と日常の業務執行を区分することで、取締役会の意思決定と監督機能の強化を図っております。そして、代表取締役社長直轄且つ他部門から独立した内部監査室を設置し、当社及びグループ会社における業務活動が法令・定款及び社内ルールに基づき適法且つ公正に運営されているか等、各部門の内部統制、コンプライアンス、業務遂行状況等についての内部監査を実施し、業務の改善提案、改善結果の確認等を行い、その内容を適宜、取締役、監査役に報告する機能も有しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、当社株券等の大規模な買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランは、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

大規模買付行為を行う者又は提案する者（以下「大規模買付者」といいます。）が当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け又は当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けのいずれかにあたる買付けを行った場合は、新株予約権の無償割当て、その他当社取締役会が適切と認めた対抗措置（以下「本新株予約権の無償割当て等」といいます。）を行うか否かを検討いたします。

大規模買付者は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付者の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます（大規模買付者から当社への連絡は、書面または口頭を問わず、全て日本語にてなすものとします。）。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、かかる情報を追加的に提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報・資料等に基づき、また、必要に応じて外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討を行い、当社取締役会による代替案の検討及び大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

さらに、大規模買付者から大規模買付行為に係る提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要その他の状況及び当社取締役会としての意見を速やかに情報開示します。

当社は、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択できるものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会と併せて開催される場合もあります。但し、(a)大規模買付ルールが遵守されない場合、(b)大規模買付ルールが遵守され、かつ、当社取締役会が当該買付提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合、(c)大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反すると判断される場合には、株主意思の確認手続きは行われません。

④ 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記②記載の取組みが、当社の企業理念に根ざした企業価値向上策として、また、上記③記載の取組みが下記に記載するような合理性を有する買収防衛策として、いずれも上記①記載の基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

・買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものであります。

・株主共同利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものです。

・株主意思を重視するものであること

本プランは、平成26年6月25日開催の当社第97期定時株主総会において承認の決議を得て更新されたもので、その有効期間は平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。

さらに、大規模買付ルールに従った大規模買付行為が行われた場合には、原則として、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思を確認し、本プランに基づいた対抗措置の実施について、株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

・合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

・第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現した場合、独立した第三者の助言を得ることができることにより、当社取締役会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

・デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大規模に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発費の総額は、4億56百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成27年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成27年11月12日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	34,057,923	34,057,923	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数は100株 であります。
計	34,057,923	34,057,923	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成27年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 平成27年7月1日より単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年7月15日
新株予約権の数(個)	46 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 平成27年8月1日 至 平成37年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 589 資本組入額 295
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権(株式報酬型ストックオプション)割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

又、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(「新株予約権の目的となる株式の数」)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
前記（「新株予約権の行使期間」）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（「新株予約権の行使期間」）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記（「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」）に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
以下の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)又は(ホ)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
(ロ) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
(ハ) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
(ニ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
(ホ) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
前記（「新株予約権の行使の条件」）に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年7月1日～ 平成27年9月30日	—	34,057,923	—	4,808	—	2,721

(6) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5-1号	8,509	24.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	6,321	18.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,486	4.37
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	1,000	2.94
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700	768	2.26
サンコール従業員持株会	京都市右京区梅津西浦町14番地	653	1.92
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	623	1.83
京都中央信用金庫	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町91	300	0.88
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行 頭取平野信行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	273	0.80
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理内	246	0.72
計	—	20,181	59.26

(注) 1 当社の自己株式(2,333千株、持株比率6.85%)は、上記の表には含めておりません。

2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口)	5,069千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,252千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	829千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	148千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	136千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	127千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	110千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	102千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	28千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	4千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,333,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,686,200	316,862	—
単元未満株式	普通株式 38,523	—	—
発行済株式総数	34,057,923	—	—
総株主の議決権	—	316,862	—

(注) 平成27年7月1日より単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

② 【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) サンコール株式会社	京都市右京区 梅津西浦町14番地	2,333,200	—	2,333,200	6.85
計	—	2,333,200	—	2,333,200	6.85

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,405	8,407
受取手形及び売掛金	8,043	7,474
商品及び製品	1,410	1,325
仕掛品	1,519	2,136
原材料及び貯蔵品	1,544	1,716
その他	1,069	802
流動資産合計	22,992	21,864
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,069	4,008
機械装置及び運搬具（純額）	6,051	6,431
その他（純額）	4,999	5,428
有形固定資産合計	15,120	15,868
無形固定資産	229	282
投資その他の資産		
投資有価証券	6,145	5,543
その他	512	521
関係会社投資損失引当金	△97	△168
投資その他の資産合計	6,560	5,896
固定資産合計	21,910	22,047
資産合計	44,903	43,912
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,516	4,413
短期借入金	—	45
1年内返済予定の長期借入金	—	26
未払法人税等	510	329
役員賞与引当金	—	10
賞与引当金	393	413
その他	3,485	2,646
流動負債合計	8,906	7,885
固定負債		
長期借入金	409	390
退職給付に係る負債	58	53
その他	1,627	1,507
固定負債合計	2,095	1,951
負債合計	11,002	9,836

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,808	4,808
資本剰余金	2,744	2,744
利益剰余金	22,998	23,487
自己株式	△900	△894
株主資本合計	29,650	30,144
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,804	2,395
繰延ヘッジ損益	—	0
為替換算調整勘定	924	994
退職給付に係る調整累計額	392	391
その他の包括利益累計額合計	4,122	3,781
新株予約権	128	149
純資産合計	33,901	34,075
負債純資産合計	44,903	43,912

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
売上高	17,429	18,385
売上原価	14,074	14,826
売上総利益	3,355	3,559
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	359	373
報酬及び給料手当	596	648
役員賞与引当金繰入額	7	10
賞与引当金繰入額	77	86
退職給付費用	48	42
その他	1,045	1,204
販売費及び一般管理費合計	2,134	2,364
営業利益	1,220	1,194
営業外収益		
受取配当金	64	63
物品売却益	48	41
為替差益	123	—
その他	22	39
営業外収益合計	260	144
営業外費用		
支払利息	0	9
為替差損	—	25
その他	3	6
営業外費用合計	3	40
経常利益	1,477	1,298
特別利益		
その他	1	1
特別利益合計	1	1
特別損失		
固定資産廃棄損	22	11
関係会社投資損失引当金繰入額	—	71
その他	0	2
特別損失合計	22	85
税金等調整前四半期純利益	1,456	1,214
法人税、住民税及び事業税	449	391
法人税等調整額	9	17
法人税等合計	459	409
四半期純利益	997	805
親会社株主に帰属する四半期純利益	997	805

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
四半期純利益	997	805
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	287	△409
繰延ヘッジ損益	△4	0
為替換算調整勘定	△495	69
退職給付に係る調整額	11	△0
その他の包括利益合計	△200	△340
四半期包括利益	796	464
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	796	464
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,456	1,214
減価償却費	920	1,035
引当金の増減額 (△は減少)	34	101
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△147	△6
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	136	△4
受取利息及び受取配当金	△69	△67
支払利息	0	9
固定資産廃棄損	22	11
売上債権の増減額 (△は増加)	△702	617
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△308	△675
仕入債務の増減額 (△は減少)	528	△100
その他	△264	△85
小計	1,605	2,049
利息及び配当金の受取額	68	67
利息の支払額	△0	△9
法人税等の支払額	△586	△576
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,086	1,531
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△1,310	△2,584
固定資産の売却による収入	2	3
貸付金の回収による収入	1	0
その他	△0	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,306	△2,580
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	44
リース債務の返済による支出	△33	△42
セール・アンド・リースバックによる収入	—	393
配当金の支払額	△348	△316
自己株式の処分による収入	—	6
自己株式の取得による支出	△1	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△383	83
現金及び現金同等物に係る換算差額	△139	△32
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△742	△998
現金及び現金同等物の期首残高	10,409	9,255
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 9,667	※ 8,257

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
KOBELCO SPRING WIRE (FOSHAN) CO., LTD.	493百万円	549百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
現金及び預金	9,817百万円	8,407百万円
預入期間が3ヶ月超の定期預金	△150	△150
現金及び現金同等物	9,667	8,257

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	348	11.0	平成26年3月31日	平成26年6月26日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間
末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年11月6日 取締役会	普通株式	253	8.0	平成26年9月30日	平成26年12月10日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	317	10.0	平成27年3月31日	平成27年6月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間
末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年11月5日 取締役会	普通株式	253	8.0	平成27年9月30日	平成27年12月10日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	北米	アジア	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
売上高						
外部顧客への売上高	12,183	1,748	3,497	17,429	—	17,429
セグメント間の内部売上高又は 振替高	975	1	279	1,255	△1,255	—
計	13,158	1,749	3,777	18,685	△1,255	17,429
セグメント利益又は損失(△)	1,243	△1	301	1,543	△322	1,220

(注) 1 セグメント利益又は損失の調整額△322百万円には、セグメント間取引消去△7百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△315百万円が含まれております。全社費用の主なものは、当社の業務管理部門等にかかる費用であります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	北米	アジア	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
売上高						
外部顧客への売上高	11,575	2,376	4,433	18,385	—	18,385
セグメント間の内部売上高又は 振替高	1,198	5	259	1,463	△1,463	—
計	12,773	2,381	4,693	19,848	△1,463	18,385
セグメント利益又は損失(△)	1,116	△72	486	1,530	△336	1,194

(注) 1 セグメント利益又は損失の調整額△336百万円には、セグメント間取引消去△7百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△328百万円が含まれております。全社費用の主なものは、当社の業務管理部門等にかかる費用であります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	31円44銭	25円39銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	997	805
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	997	805
普通株式の期中平均株式数(千株)	31,714	31,715
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	31円11銭	25円10銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	336	375
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第99期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)中間配当については、平成27年11月5日開催の取締役会において、平成27年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

1 配当金の総額	:	253百万円
2 1株当たりの金額	:	8円
3 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	:	平成27年12月10日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月 5日

サンコール株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 幸彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下井田 晶代 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサンコール株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サンコール株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。